

学校卒業後の進路を考える

社会福祉法人 福角会
放課後等デイサービス みらい
家族学習会用資料 H29. 11. 05

学校卒業後の進路



一般就労

【法定雇用:下記の表参照】

サポート

【えひめ障がい者就業・生活支援センター】

【ハローワーク】



福祉的就労

【就労継続A 就労継続B】

就労移行 生活介護】

本日はこちらをテーマとして取り上げます

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	⇒ 2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	⇒ 2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	⇒ 2.4%

学校卒業後の進路に向けてのながれ ～障がい支援区分について～

18歳の誕生日
⇒障がい支援区分の認定



市町村が行う認定調査



医師の意見書

障害者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分を決定
(区分1～6:区分6のほうが必要度が高い)



いくつかのサービスは、
支援区分以上でないと受け
ることができない

生活介護
施設入所

支援3以上
支援4以上

学校卒業後の進路に向けてのながれ
～障がい支援区分について～

支援1

支援6

サービスの利用料金

小

大

選択できるサービスの量

内容はよく似ています？違いはもらえる賃金だけなの？

福祉的就労とは

生活介護事業所

障がい認定区分
3～6
日常生活上の支援
創作活動・生産活動等

就労継続支援
B型事業所

生産活動の機会の
提供その他の就労
に必要な知識及び
能力の向上
(契約無)最低工賃3000円以上

就労継続支援
A型事業所

生産活動の機会の
提供その他の就労
に必要な知識及び
能力の向上
(契約有)最低賃金保障

就労移行

生産活動の機会の
提供その他の就労
に必要な知識及び
能力の訓練・職場
体験等

福祉的就労とは

癒しの森(マッサージ)
あいサポート(タオル縁どり クリーニング)
ぶうシステム(CADやフォトショップ)
まもるオアシス(清掃業務等)

就労継続支援A型
事業所



就労継続A事業所
「労働者」として働きながら一般企業への就職を目指すためのサービス

原則として
最低賃金を保障

イメージとしては工場のイメージが近いと思います。工場と契約し、自分で
出社して仕事を行う、という形です。工場のイメージが示すように、仕事を行
うことが中心のため、送迎面等のサポートはほぼない状況です。
職員配置は職業指導員と生活支援員が1名以上、かつ10 : 1という配
置のため、生活面のサポートや仕事面のサポートは少なめです。一般企業
に就職する準備のためのもの、と捉えると良いかと思います。

福祉的就労とは

就労継続支援
B型事業所

松山福祉園(鉄工・弁当・製菓)
La・LUCE(清掃・ピザ販売)
ぱれっと道後(喫茶店・クリーニング)
いだい清風園(ワイン作成・名刺)
どんまい工房(パンフレット作成)

就労継続支援B型事業所



月3000円以上
を保障

イメージとしては町のお店や作業所といったイメージになります。作業が中心になりますが、事業所によってはレクリエーション等も取り入れているところもあります。事業所間の差が大きく、A型に近い事業所から生活介護に近い事業所まで幅広い状態です。
職員の配置は就労A型と同じの為、送迎等のサポートの度合いも事業所によって異なります。

福祉的就労とは

松山福祉園(鉄工・弁当・製菓)
さなえワークス(清掃・調理・温泉)
フェローICT(ホームページ作成)
きらりの森(清掃)

就労移行支援
事業所



就労移行支援事業所
就職に向けてのトレーニングをする事業所(最長2年間)

就労B型を希望
する際に現在は
必要な場合も

イメージとしては塾や専門学校のイメージが近いと思います。仕事に対してのスキルの向上や就職に向けた助言やサポートをうける事業所です。他のサービスと異なり、最長2年間という制約があります。また市町村によっては、高等学校卒業後に就労継続支援B型事業所へ利用する前に就労移行による適性を求めるところもあります。

福祉的就労とは

生活介護事業所



ポップ苑(せんべい・木工)
あかつきの郷(弁当・農業)
いつきの里(クッキー 軽作業)
La・LUCE(パン販売)
ウイズ・てらす(リハビリ)

生活介護事業所

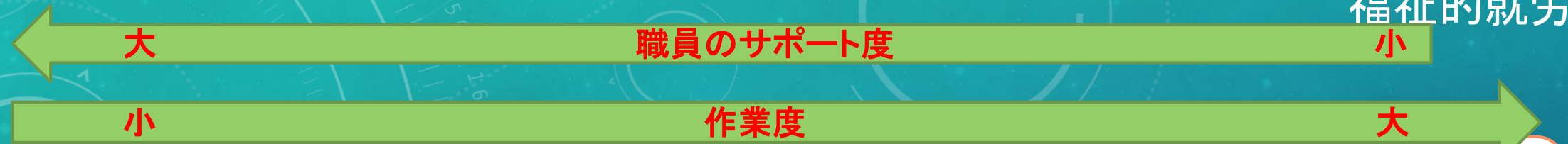


賃金 様々
利用にあたって
は障がい支援区
分3以上が必要

イメージとしては現在利用している放課後等デイサービス、あるいは作業所です。放課後等デイサービスのように事業所毎に様々なサービスを提供していたり、作業所に近いところもあります。またリハビリ等をメニューとしているところもあります。就労B型と同じく事業所間の差が大きいサービスです。

職員の配置は利用者さんの障がい支援区分によって変化しますが、6:1から3:1の間になります。送迎はほぼ全ての事業所が行っています。

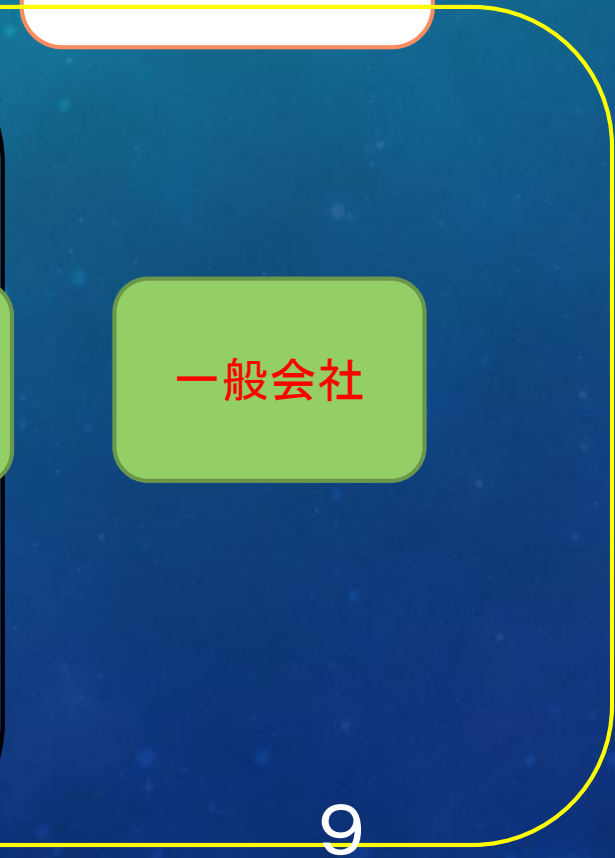
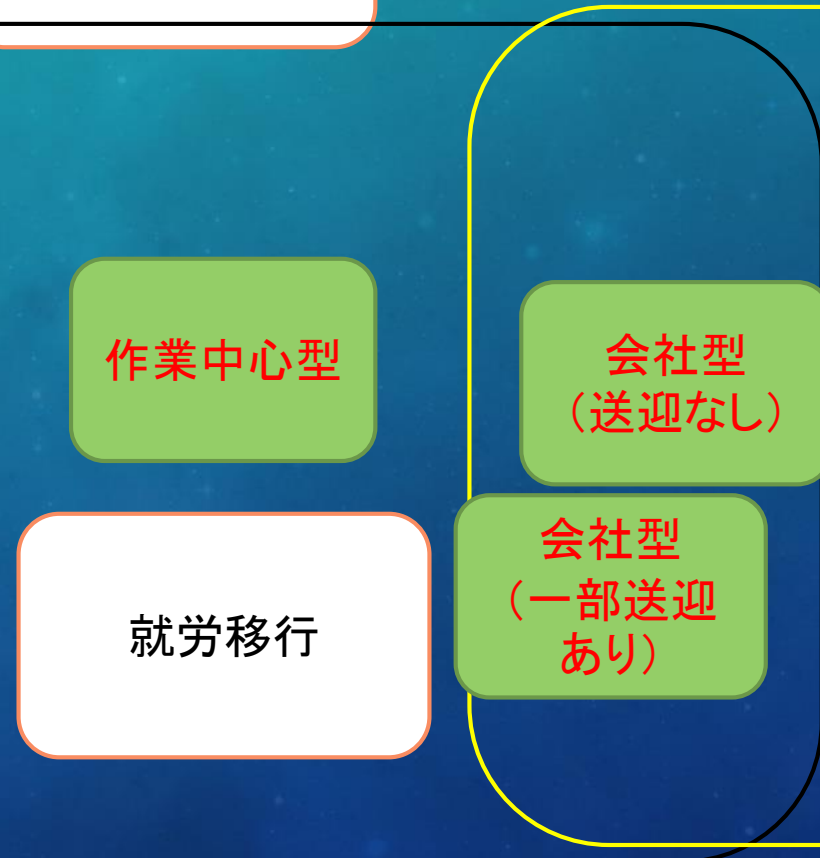
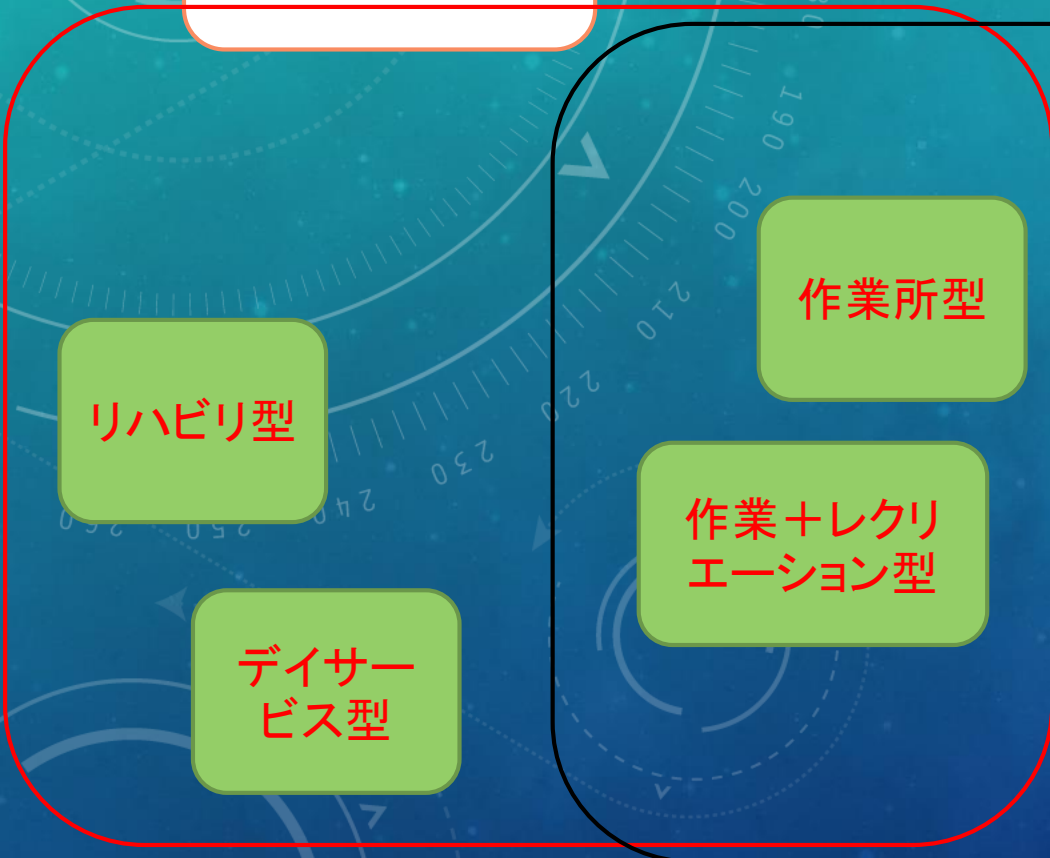
福祉的就労とは



生活介護事業所

就労継続支援
B型事業所

就労継続支援
A型事業所



福祉的就労とは

月に何日くらい利用できるの？

【月一8日】利用
(月31日の月は23日
30日の場合は22日
です)

複数の事業所を利用できるの？

生活介護事業
併用○
就労継続・移行
併用×

入所施設とグループホームの違いは？

生活の場とは



入所施設



グループホーム



支援区分4以上
必要



職員がいる
から安心？

入所施設

生活の場とは



事業所によって異なるため等という言葉を使っています

グループホーム

様々なタイプのグループホーム

職員常駐型（世話人や夜勤職員）
部分的常駐型（食事時間前後等）

サテライト（1日1回訪問等）

12

生活の場とは



入所施設

グループホーム

Q: 職員常駐型(世話人や夜勤職員)と
入所施設の違いは？

入所施設も夜間だけ
をみると世話人常駐
型のグループホーム
といえなくもありません！！

グループホームを希望する人が多くなってきています！！

13



入所施設



グループホーム

入所施設やグループホームの空き状態はどうか？
また施設を作らないのか？

⇒現在はおおよそどこも満床です 事業所側は作りたくても、経営上作りにくい状況です

最低でも3~4名の職員が必要
(利用者の支援区分によって増加有)

一例:Aグループホーム

職員の勤務時間として

21~6:30まで夜勤 OR 宿直

6:30~9:30 16:00~21:00までサポート

グループホームだけの運営は厳しい状況



入所施設



グループホーム



入所施設やグループホームの
空き状態はどうか？

POINT

希望する施設がグループ
ホームをつくるかどうか？

現在：入所施設は、ほぼ満床
国の方針としては施設の小規模化を進めている過渡期
グループホーム（職員常駐型）は作りにくい状況（経営的に）



入所施設

グループホーム

では65歳以上になったらどうなるの？

施設系・・・生活介護

ホームヘルプの一部
(家事援助・身体介護)

介護保険制度



障害者総合支援法

簡単に言うと・・・

同じサービスが介護保険にある時はそちらを優先させます



入所施設



グループホーム



施設系・・・生活介護

ホームヘルプの一部
(家事援助・身体介護)

同じサービスが介護保険にある時はそちらを優先させます

デメリットも

障がい者の事業所から老人の事業所に変更することで、職員が変わる等の環境の変化がある
(2018年4月より改正あり)

障害者総合支援法・・・応能負担のため18歳以後は利用料金がほぼ無料

介護保険制度・・・応益負担のため、原則1割負担



入所施設



グループホーム



施設系・・・就労継続B

グループホーム
施設
=家としての捉え方

同じサービスがない場合は？
またグループホーム等生活の場は？

同様のサービスが介護保険でない場合は市町村の判断で継続可能
(就労継続B 移動支援等)

家としての場所(施設 グループホーム)はかわらなくても構わない
(ただし、現在の場所から移動しようとする介護保険制度の適用となってしまうため、注意が必要)



グループホーム



事業所

生活にかかるお金は？

本人の18歳の誕生日

世帯分離をします
⇒本人のみの世帯

施設やグループホームの利用料金⇒
基本的には利用料がかからなくなります(公費負担)

生活に必要なお金は



グループホーム



事業所

20歳までの期間は
特別児童扶養手当で対応
1級月額51450円
2級月額34270円
世帯の所得制限あり

本人の収入は・・・20歳以上の場合
障がい基礎年金 + 工賃等
(1級 月額 約81177円 2級 月額 約64941円)

この中で実費負担分を払うこととなります
食事代 日用品代 家賃 光熱水費等

本人の収入は・・・20歳以上の場合
 障がい基礎年金 + 工賃等
 (1級 月額 約81177円 2級 月額 約64941円)

1ヵ月の必要費用

- つばめホームAさんの場合
 ・日中は生活介護事業所へ通所
 ・朝夕は松山福祉園配食サービスを利用
 ・生活介護定休日の昼食は昼食作りや外食等行います

いつきホームズ
 ホームページより

項目	料金
家賃	18,000円(1万円の家賃助成あり)
光熱水費	6,400円
共益費	1,000円
日用品費	500円
食材料費	1,500円
朝食 236円×30日	7,080円
夕食 340円×30日	10,200円
・いつきの里での食事(月～金の昼食) 昼食 330円×22日	7,260円(食事提供加算あり)
・ホームでの食事(土日の昼食) 昼食約 500円×8日	約4,000円

年金2級の場合19001円
 +工賃が手元に残ります

家賃や食事等実費負担分 合計 約45940円

サービスを利用する場合、月々の利用料金の支払い
グループホーム等の利用の際は小遣いや日用品の費用等を
振り込む等の手続きが必要



家族が元気な間は大丈夫
ではもしもの時は？ ⇒ 成年後見制度等の利用

ここでは金銭管理に
特化して取り上げます

家賃や食事等実費負担分 合計 約45940円

年金2級の場合19001円
＋工賃が手元に残ります

成年後見
制度

誰に頼めば良いの？

弁護士・
司法書士

愛媛県社会
福祉協議会

社会福祉士会

お金って
大丈夫？

家賃や食事等実費負担分 合計 約45940円

年金2級の場合19001円
+工賃が手元に残ります

金銭管理
制度

弁護士・
司法書士

愛媛県社会
福祉協議会

社会福祉士会

グループホーム等を視野に入れる場合、そのような組織があるかも
POINTです

事業所で独自の金銭管理をする組織を編成する場面も……
福角会の場合 サポートセンター虹（年間費用がおおよそ3万円）

Q: 両親が事故等で本人の支援ができなくなった際に
どうなるのか？

A: 現在相談支援専門員を利用している人とそうでない人がいると
思います。相談支援専門員を利用している人は相談支援専門員が中
心となり、行政等と連携して施設等を探すこととなります

相談支援専門員＝利用している施設以外で相談
にのってくれる窓口

Q:両親が事故等で本人の支援ができなくなった際に
どうなるのか？

A:まず近隣の入所施設等を探します。
入所施設の空きがない場合は、救護施設や短期入所等を利用しつ
つ、入所施設等の空きがでるまでの期間を乗り切ります

Q: 両親も年をとってきたときに
子どもと一緒に暮らすことはできないのか？

A: 全国的にいくつかの施設で取り組みがスタートしています。
広島では因島にある社会福祉法人「若葉」が運営している高齢者・
障害者地域生活総合支援センター「はばたき」等があります。
障がい者グループホーム、高齢者グループホーム、生活介護（介護
保険）、ファミリーマンション等が一体化されています。

本人の進路を考える上で……
本人の生活
それを支える家族の生活
を同時に考えていく必要

本人に適した
作業内容

事業所の方針

生活の場の
選択

経済的なもの

上手いかなければ変更できるものですが、
子どもさんの為にもできればより良い選択を一緒に行うことが重要です。

わかりにくい場面があれば、是非相談支援専門員や事業所にお声をかけてください。